

令和6年度 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (住民税非課税世帯追加分)

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、令和6年度住民税非課税世帯に対して、給付金を支給します。

■ 対象世帯

令和6年12月13日（基準日）時点で東金市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯

※世帯全員が、住民税均等割が課税されている他の親族から扶養を受けている（地方税法の規定による青色事業専従者および事業専従者を含む。）場合は、対象外です。

※配偶者や親族からの暴力などを理由に東金市に避難されている方や離別・死別のあった世帯などは、対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

■ 支給額

1世帯 3万円

※生計を同一にする18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）がいる世帯にあっては、対象児童1人当たり2万円を加算（こども加算）

※本給付金は差押禁止及び非課税の対象です。

■ 申請期限（郵送の場合は、いずれも消印有効）

令和7年4月30日（水）

※令和6年12月14日以降に生まれた児童のこども加算に限り、令和7年7月31日（木）

■ 受給手続き

1 「支給のお知らせ」が届いた世帯（対象世帯へ1月下旬に送付済み）

- ・辞退又は受取口座の変更を希望する場合やこども加算対象児童に変更がある場合を除き、手続き不要です。
- ・振込日は「支給のお知らせ」に記載されています。

2 「支給要件確認書」が届いた世帯（対象世帯へ1月下旬に送付済み）

- ・支給要件確認書の提出が必要です。
- ・「支給要件確認書」の内容を確認し、必要事項を記入の上、「支給要件確認書」と「添付書類」を令和7年4月30日（水）【消印有効】までに返送してください。
- ・振込日は「支給決定通知書」により個別にお知らせします。

※上記の1又は2のいずれかに該当する世帯であっても、次のいずれかに該当する世帯は、こども加算について申請書の提出が必要です。

- ・令和6年12月14日以降に生まれた児童がいる世帯（本給付金の給付を受けた後、生まれた児童など）
- ・基準日において同一世帯ではないが世帯主と生計を同一にする18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）がいる世帯

3 次の①から⑨までのいずれかに該当する世帯等

- ① 「令和6年度住民税が未申告である方」を含む世帯
- ② 「令和6年1月2日以降に東金市外から転入した方」を含む世帯
- ③ 「令和6年1月2日以降に国外から転入した方」を含む世帯
- ④ 「令和6年度住民税が住民登録外課税の対象の方」を含む世帯
- ⑤ 基準日時点で離婚協議中であった世帯及び基準日後に離別のあった世帯
- ⑥ 基準日前に、住民税を課税されている方の死亡等によって、世帯全員の令和6年度住民税が非課税となった世帯
- ⑦ 修正申告等により、世帯全員の令和6年度住民税が非課税となった世帯
- ⑧ 東金市に住民登録がない方で、配偶者や親族からの暴力などを理由に避難されている方
- ⑨ 次のいずれかに該当する世帯
 - ・令和6年12月14日以降に生まれた児童がいる世帯(本給付金の給付を受けた後、生まれた児童など)
 - ・基準日において同一世帯ではないが世帯主と生計を同一にする18歳以下の児童(平成18年4月2日以降生まれ)がいる世帯

・申請書の提出が必要です。

・申請書に必要事項を記入の上、「申請書」と「添付書類」を申請期限までに提出してください。

・申請書は市ホームページと価格高騰緊急支援給付金事務局(東金市役所1階)で配布しています。

・振込日は「支給決定通知書」により個別にお知らせします。

■ 東金市ホームページ

I D番号から記事を検索 記事 I D番号 : **13159** ※半角数字で入力してください。

手順① トップページを表示 (右記の2次元コード)

手順② 検索窓の近くにある「I D検索」を選ぶ

手順③ I D番号を半角で入力 → 検索

 Q検索

■ お問い合わせ【令和7年1月20日から令和7年4月30日まで】

東金市価格高騰緊急支援給付金コールセンター

コールセンター ☎ : 0120-296-047

受付時間 : 午前9時～午後5時 (土日祝を除く。)

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。